



ひまわり

松阪市男女共同参画プランを改定します

松阪市男女共同参画プラン 一人ひとりが輝く社会をめざして

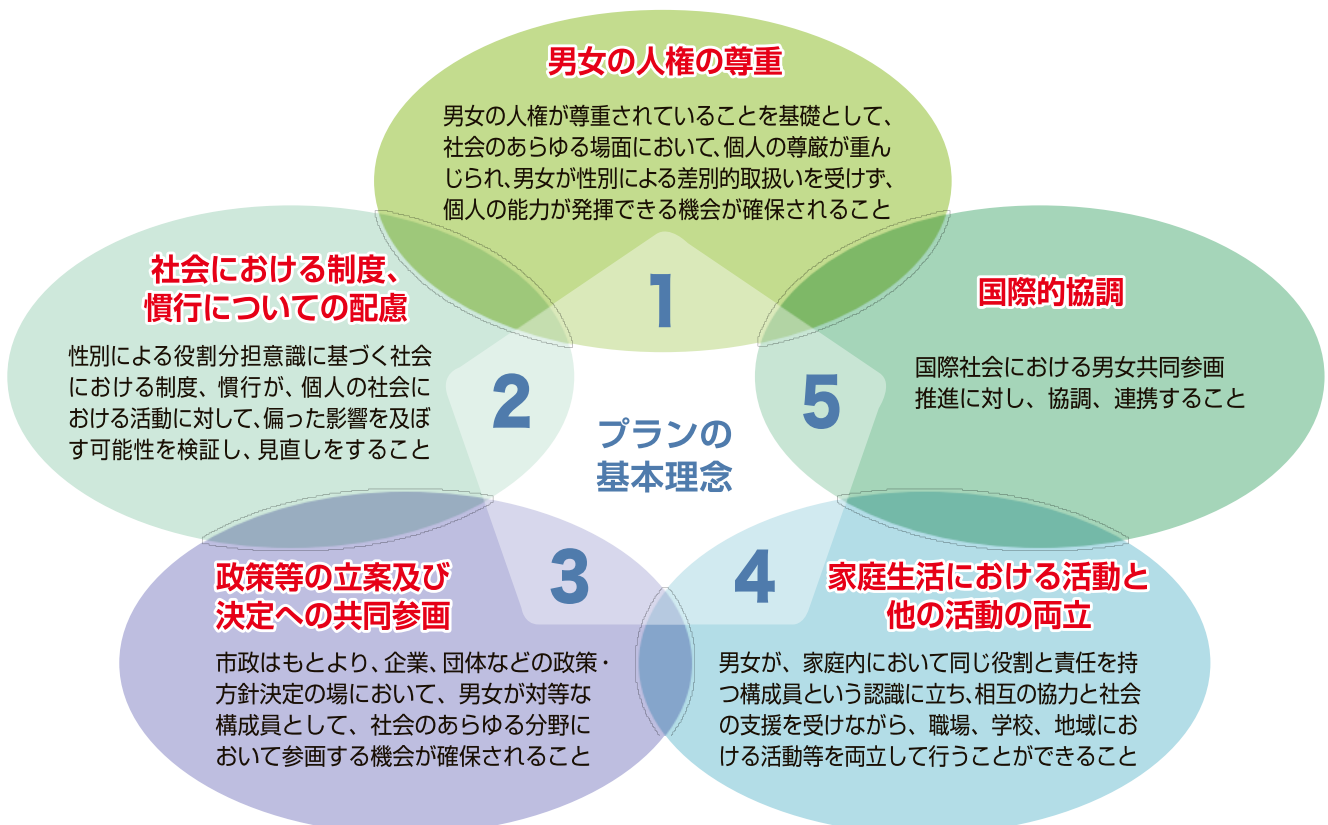
令和3年度～令和7年度

プラン策定の目的

本プラン改定に向け、令和2年2月に実施した松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査（松阪市市民意識調査内）では、平成26年に実施した調査に比べ、男女の地位について、意識の改善は認められるものの、平等感に大きな改善は見られず、政策や方針を決定する過程への女性の参画、家事・育児・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。こうした状況の中、前プランの施策や事業の進捗状況を踏まえ、令和3年度を初年度とする「松阪市男女共同参画プラン」を改定するものです。

プランの基本理念

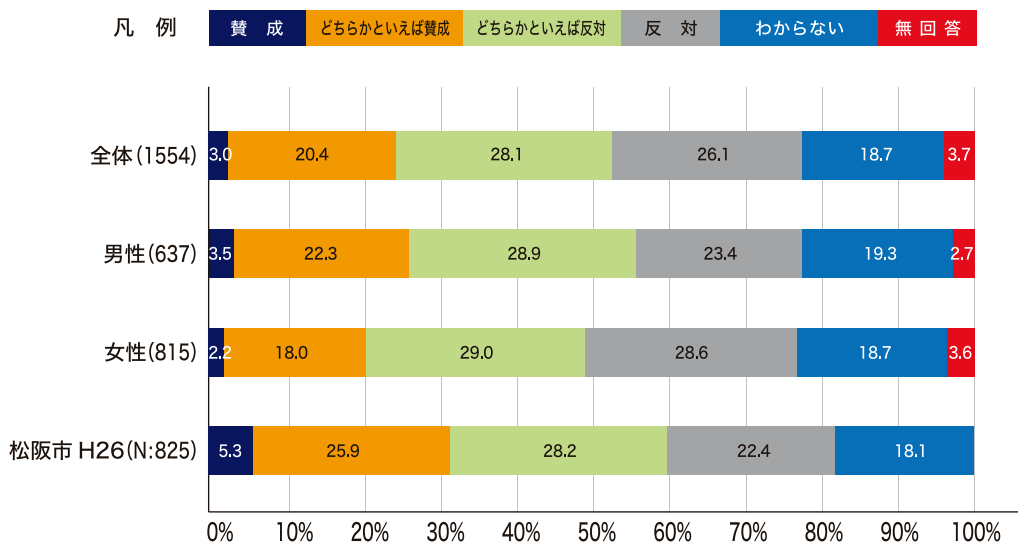
本プランの目標を達成するため、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」の基本理念を踏まえて以下のとおりとします。



松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査 (松阪市市民意識調査内) 集計結果より



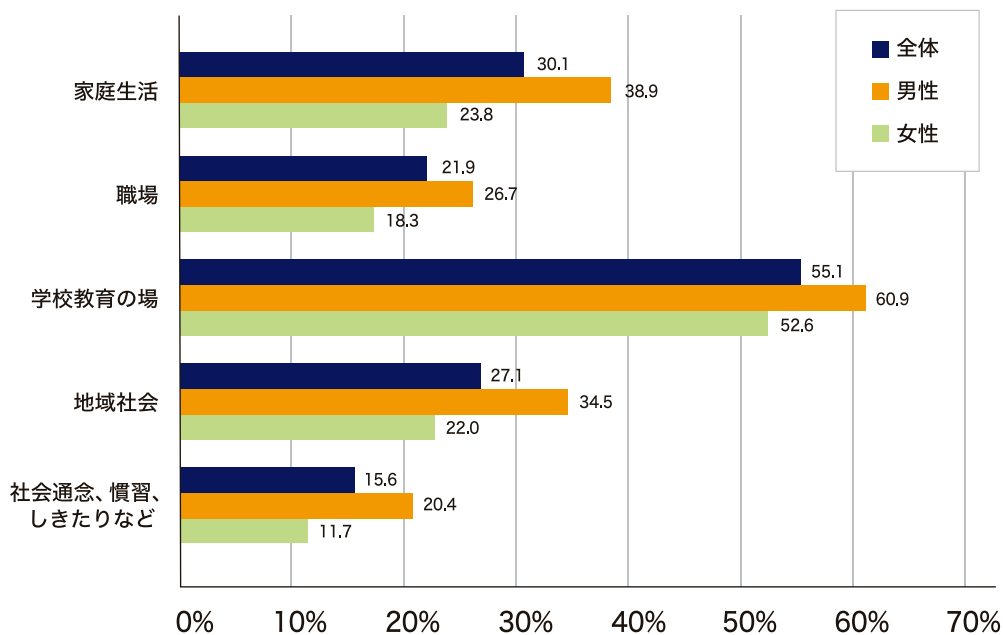
「男は仕事、女は家庭」という考え方



市民意識調査結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は、平成26年度の市民意識調査と比較すると増えており、性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつある状況がみられます。

※平成26年度の調査の集計は「無回答」を除いています。 資料：平成26年度松阪市男女共同参画市民意識調査
令和元年度松阪市市民意識調査

各分野における男女の地位の平等感(「平等である」と回答した人の割合)



市民意識調査結果によると、各分野における男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では、「平等である」と回答した人の割合が、男女とも半数を超えています。一方、「家庭生活」「職場」「地域社会」「社会通念、慣習、しきたりなど」では、「平等である」と回答した人の割合が低く、男女の地位の不平等感が存在している状況がみられます。

資料：令和元年度松阪市市民意識調査



政策の大綱

目標

基本施策

施策の方向

女性と男性がともに個性と能力を発揮し、よるこびも責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現

I
男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- (1) 市民の理解を深めるための広報・啓発の充実
- (2) 学校等における男女共同参画を推進する教育の充実
- (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実
- (4) 事業所等に関する広報・啓発の充実

II
政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

- (1) 市の審議会等への女性委員登用の推進
- (2) 事業所・団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進
- (3) 市組織における男女共同参画の推進

III
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の啓発と推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- (2) 雇用の場における男女共同参画の推進
- (3) 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備
- (4) 子育て・介護を支援する雇用環境の整備と促進

IV
身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

- (1) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (2) 学校等における男女共同参画の推進
- (3) 地域活動における男女共同参画の推進
- (4) 防災における男女共同参画の推進

V
生涯を通じた心身の健康と生活支援

- (1) 生涯を通じた健康の管理・保持・推進
- (2) こころの健康支援
- (3) 妊娠や出産に関する健康支援
- (4) 自立のための生活支援

VI
男女共同参画を阻害する暴力等への取組み

- (1) ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発
- (3) DV防止に向けた教育・広報・啓発の充実
- (4) 通報・相談・支援体制の充実

※下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

推進のための指標

基本施策Ⅰ. 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

指 標	担 当 課	現 状 値	目 標 値(令和7年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【社会通念、慣習、しきたりなど】	人権・男女共同参画課	15.6% ⁽¹⁾	25.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権・男女共同参画課	54.2% ⁽¹⁾	65.0%

基本施策Ⅱ. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現 状 値	目 標 値(令和7年度)
市の審議会等における女性登用率	関係各課	33.7% ⁽²⁾	35.0%
市職員の女性管理職比率	職 員 課	27.9% ⁽²⁾	30.0%

基本施策Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進

指 標	担 当 課	現 状 値	目 標 値(令和7年度)
余暇の充実度	人権・男女共同参画課	64.6% ⁽³⁾	65.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【職場】	人権・男女共同参画課	21.9% ⁽³⁾	30.0%

基本施策Ⅳ. 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

指 標	担 当 課	現 状 値	目 標 値(令和7年度)
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【家庭生活】	人権・男女共同参画課	30.1% ⁽⁴⁾	40.0%
男女の地位が平等になっていると思う市民の割合【地域社会】	人権・男女共同参画課	27.1% ⁽⁴⁾	40.0%

基本施策Ⅴ. 生涯を通じた心身の健康と生活支援

指 標	担 当 課	現 状 値	目 標 値(令和7年度)
健康だと思っている市民の割合	健康づくり課	78.4% ⁽⁵⁾	80.0%

基本施策Ⅵ. 男女共同参画を阻害する暴力等への取組み

指 標	担 当 課	現 状 値	目 標 値(令和7年度)
DV被害を受けたとき、公的機関等に相談した市民の割合	人権・男女共同参画課	17.9% ⁽⁶⁾	30.0%

※(1) (3) (4) (5) (6) 令和元年度松阪市市民意識調査より

(2) 令和2年4月1日時点の数値

相談窓口のご案内

DV被害の相談

松阪市こども局こども支援課 … 0598-53-4085

配偶者暴力相談支援センター … 059-231-5600

松阪警察署 … 0598-53-0110

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

はやくワンストップ
全国共通短縮番号：#8891

ここに でんわ
DV 相談ナビ 0570-0-55210
はれれば
短縮ダイヤル：#8008
プラス
DV相談+

電話 24時間受付 0120-279-889
つなぐ はやく

チャット
受付 12:00~22:00

※スマートフォンからは右の
QRコードよりご利用ください

